

セブン銀行 ATM での北陸銀行口座開設・各種変更手続きにおける利用規定

本利用規定（以下「本規定」といいます。）は、株式会社 北陸銀行（以下、「当行」といいます）および株式会社セブン銀行（以下「セブン銀行」といいます。）が提供するセブン銀行 ATM での北陸銀行口座開設・各種変更手続きのご利用条件等を定めるものです。お客さまは本規定および当行が別途定める各関連規定等の内容を十分に理解・同意した場合に限り、本サービスを利用することができるものとします。なお、各種規定は当行ホームページや店頭でもご覧いただけます。

第 1 条【本サービスについて】

1. 本サービスはセブン銀行 ATM にて当行所定のお客さま情報、および当行所定の本人確認書類の写真画像等を当行に送信する方法により、以下の申し込みが行えるサービスです（以下「本サービス」といいます）。
 - ①総合口座（普通預金）開設の申し込み
 - ②ほくぎんポイント倶楽部の申し込み
 - ③住所、電話番号（携帯・固定）、勤務先・学校名、勤務先・学校電話番号の変更申し込み
 - ④在留期限情報の更新
2. 本サービスの利用対象者は、当行所定の条件を満たし、かつ当行が適当と認めた、日本国内居住の個人のお客さまに限ります。
3. 本サービスを利用できるセブン銀行 ATM は、第 4 世代のセブン銀行 ATM に限られます。
4. 本サービスのご利用手数料は無料ですが、QR コード（㈱デンソーウェブの登録商標）の読み取りやメール送受信等にかかる通信料はお客さまのご負担となります。

第 2 条【免責事項】

1. 本サービスのご利用に関して、セブン銀行 ATM の作動に係る不具合（表示情報の誤謬・逸脱、取引依頼の不能、情報漏洩等）、セブン銀行 ATM に与える影響およびお客さまが本サービスを正常に利用できないことにより被る不利益、その他一切の不利益について、当行およびセブン銀行に故意または重大な過失がある場合を除き、当行およびセブン銀行は一切その責任を負いません。
2. 前項のほか、以下の事由により、本サービスが利用できなかった場合には、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。
 - (1) 災害・事変、裁判所等公的機関の措置等、やむをえない事由があった場合。
 - (2) 当行または金融機関等の共同利用システムの運営体が相当の安全措置を講じたにもかかわらず、電子機器、通信機器、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じた場合。
 - (3) 当行以外の第三者の責に帰すべき事由による場合。

第 3 条【本サービスの内容変更等】

当行およびセブン銀行は、本サービスおよび本規定の内容を変更したり、中止または廃止する場合があります。この場合には、当行およびセブン銀行は変更日および変更内容等を当行のホームページへ掲載する等、当行所定の方法により告知し、変更日以降は変更後の内容により取り扱うものとします。

第 4 条【規定の変更】

この規定は、法令の変更または監督庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第 548 条の 4 の規定に基づき

改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。

第5条【その他】

本サービスに基づく諸取引の契約準拠法は、日本法とします。本サービスに関して、訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所および富山地方裁判所を専属的管轄裁判所とします。

以上

(2023年11月20日現在)